

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

規 則

○身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… (障害者保健福祉課)	57
告 示	
○北海道立自然公園条例による高山植物の指定…………… (自然環境課)	59
○土地改良法による道営換地処分…………… (農地調整課)	64
○知事権限に係る保安林の指定 (2件) …………… (治山課)	64
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	65
○都市計画の変更の決定…………… (都市計画課)	65
○道路の供用の開始…………… (道路整備課)	66
○道路の区域の変更及び供用の開始…………… (道路整備課)	66

札幌医科大学告示

○一般競争入札の資格に関する公示……………	66
○一般競争入札の実施……………	67

道立中央農業試験場告示

○一般競争入札の資格に関する公示……………	68
○一般競争入札の実施……………	69

道教育庁上川教育局告示

○一般競争入札の実施……………	71
-----------------	----

道教育庁釧路教育局告示

○一般競争入札の実施……………	72
-----------------	----

道選挙管理委員会告示

○北海道情報公開条例の施行に関する北海道選挙管理委員会規程の一部を改正する規程	73
○北海道選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程	75

規 則

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年3月9日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第14号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則 (昭和34年北海道規則第83号) の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 平成16年度分の道費負担金に係る第24条第1項の規定の適用については、同項中「前年度の3月10日」とあるのは、「平成16年4月20日」とする。

別記第25号様式 (別紙1) 中

措 置 費	更生援護施設事務費	を	支 援 費	身体障害者施設訓練等支援費等
-------------	-----------	---	-------------	----------------

に改め、同様式 (別紙1の別添) 中

補 装 具 給 付 費 更生援護施設事務費	を	補 装 具 給 付
--------------------------	---	-----------

費」に改め、「更生援護施設事務費については、4の(1)の上の区分負担金の種目5の (別紙2) 「費用徴収基準」により徴収すべき額 (見込み) 及び「寄附金その他の収入予定額」を記入すること。」を削り、「その他収入予定額」を「その他の収入予定額」に改め、同様式 (別紙2) 第4の事項を次のように改める。

第4 身体障害者施設訓練等支援費等

(1) 居住地を有する者

区 分	支 援 費		やむを得ない事由 に よ る 措 置		計	
	対 象 者 延べ人員	基準額	対 象 者 延べ人員	基準額	対 象 者 延べ人員	基準額
身体障害者更生施設 (内部以外)	人	円	人	円	人	円
身体障害者更生施設 (内部以外・通所)						
身体障害者更生施設 (内部)						
身体障害者更生施設 (内部・通所)						
身体障害者療護施設						
身体障害者療護施設						

空手道、吸い殻などのポイ捨てをなくし、みんなでクリーンな北海道をつくっていきましょう。

（通所） 身体障害者授産施設 身体障害者授産施設 （通所） 身体障害者授産施設 （分場） 身体障害者通所授産 施設 身体障害者通所授産 施設（分場） 合 計						
--	--	--	--	--	--	--

(2) 居住地を有しないか、又は明らかでない者

区 分	支 援 費		やむを得ない事由 に よ る 措 置		計	
	対 象 者 延べ人員	基準額	対 象 者 延べ人員	基準額	対 象 者 延べ人員	基準額
身体障害者更生施設 （内部以外） 身体障害者更生施設 （内部） 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設 合 計	人	円	人	円	人	円

別記第25号様式の2（別紙1）中
措置費 更生援護施設事務費 を 支援費 身体障害者施設等支援費等

訓練 に改め、同様式（別紙1の別添）中 補装具給付費 更生援護施設事務費 を 補装具給

付 費 に改め、「更生援護施設事務費については、4の(1)の上の区分負担金の種目5の（別紙2）「費用徴収基準」により徴収すべき額（見込み）及び「寄附金その他の収入予定

額」を記入すること。」を削り、同様式（別紙2）第4の事項を次のように改める。

第4 身体障害者施設訓練等支援費等

(1) 居住地を有する者

区 分	支 援 費		やむを得ない事由 に よ る 措 置		計	
	対 象 者 延べ人員	基準額	対 象 者 延べ人員	基準額	対 象 者 延べ人員	基準額
身体障害者更生施設 （内部以外） 身体障害者更生施設 （内部以外・通所） 身体障害者更生施設 （内部） 身体障害者更生施設 （内部・通所） 身体障害者療護施設 身体障害者療護施設 （通所） 身体障害者授産施設 身体障害者授産施設 （通所） 身体障害者授産施設 （分場） 身体障害者通所授産 施設 身体障害者通所授産 施設（分場） 合 計	人	円	人	円	人	円

(2) 居住地を有しないか、又は明らかでない者

区 分	支 援 費		やむを得ない事由 に よ る 措 置		計	
	対 象 者 延べ人員	基準額	対 象 者 延べ人員	基準額	対 象 者 延べ人員	基準額
身体障害者更生施設 （内部以外）	人	円	人	円	人	円

身体障害者更生施設 (内部)						
身体障害者療護施設						
身体障害者授産施設						
合 計						

別記第26号様式別紙第1の事項中

措 置 費	更生援護施設事務費
-------------	-----------

を

支 援 費	身体障害者施設 等支援費等
-------------	------------------

訓練

に改め、同別紙第2の4の事項を次のように改める。

4 身体障害者施設訓練等支援費等

(1) 居住地を有する者

区 分	支 援 費		やむを得ない事由 に よ る 措 置		計	
	対 象 者 延べ人員	基準額	対 象 者 延べ人員	基準額	対 象 者 延べ人員	基準額
身体障害者更生施設 (内部以外)	人	円	人	円	人	円
身体障害者更生施設 (内部以外・通所)						
身体障害者更生施設 (内部)						
身体障害者更生施設 (内部・通所)						
身体障害者療護施設						
身体障害者療護施設 (通所)						
身体障害者授産施設						
身体障害者授産施設 (通所)						
身体障害者授産施設 (分場)						

身体障害者通所授産 施設						
身体障害者通所授産 施設 (分場)						
合 計						

(2) 居住地を有しないか、又は明らかでない者

区 分	支 援 費		やむを得ない事由 に よ る 措 置		計	
	対 象 者 延べ人員	基準額	対 象 者 延べ人員	基準額	対 象 者 延べ人員	基準額
身体障害者更生施設 (内部以外)	人	円	人	円	人	円
身体障害者更生施設 (内部)						
身体障害者療護施設						
身体障害者授産施設						
合 計						

別記第26号様式別紙第2末尾欄外(記入要領)の事項を削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の身体障害者福祉法施行細則の規定にかかわらず、平成16年6月30日までの間、必要な調整をして使用することを妨げない。

告

示

北海道告示第243号

昭和40年北海道告示第1491号(北海道立自然公園条例による高山植物の指定)の全部を次のように改正する。

平成16年3月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道立自然公園条例(昭和33年北海道条例第36号)第10条第4項第10号の規定により、

高山植物その他の植物を次の別表のとおり指定する。

科名	種名等	ヒノキ科	ミヤマビャクシン リシリビャクシン ハイネズ	ミヤマアワガエリ アイヌソモソモ ナンブソモソモ エゾミヤマソモソモ カラフトイチゴツナギ（ザラバ ナソモソモを含む。） ヒメカラフトイチゴツナギ タチイチゴツナギ ヒエガエリ チシマドジョウツナギ ハマエノコロ リシリカニツリ シバ オニシバ	シコタンスゲ ミヤマクロスゲ タイセツイワスゲ ヒメウシオスゲ ミヤケスゲ（ヒメアオスゲ） オノエスゲ（レプンスゲ） アゼスゲ（オオアゼスゲ、エゾ アゼスゲを含む。） ヌイオスゲ（シロウマヒメス ゲ） オニナルコスゲ エゾサワスゲ（ヒメサワスゲ） シロミノハリイ サギスゲ ワタスゲ（スズメノケヤリ） カワラスガナ ミカヅキグサ タカネクロスゲ（ミヤマワタス ゲ） ヒメワタスゲ（ミヤマサギス ゲ） ミネハリイ					
ミズゴケ科	ミズゴケ属	ミクリ科	ホソバウキミクリ エゾミクリ ミクリ タマミクリ（コミクリ） チシマミクリ（タカネミクリ）	カヤツリグサ科	ウラシマソウ ヒメカイウ（ミズイモ） ミズバショウ					
シオグサ科	タテヤママリモ	ヒルムシロ科	ヒルムシロ エゾヒルムシロ オヒルムシロ（オオヒルムシ ロ）			クシロホシクサ				
ヒカゲノカズラ 科	チシマヒカゲノカズラ（ミヤマ ヒカゲノカズラを含む。） スギラン コスギラン タカネヒカゲノカズラ	ホロムイソウ科	ホロムイソウ オオシバナ（マルミノシバナ） ホソバナシバナ（ミサキソウ）				ミズアオイ科			
イワヒバ科	エゾノヒメクラマゴケ コケスギラン ヒモカズラ エゾノヒモカズラ イワヒバ	オモダカ科	ヘラオモダカ サジオモダカ アギナシ					イグサ科		
トクサ科	ヒメドクサ	イネ科	コミヤマヌカボ ミヤマヌカボ ノガリヤス（サイドウガヤ） オニノガリヤス チシマガリヤス ミヤマノガリヤス ヒロハノコメススキ ユウバリカニツリ ハمامギ ヤمامギ エゾムギ（ホソテンキ） タカネエゾムギ ササガヤ（キタササガヤを含 む。） ヤマオオウシノケグサ ムツオレグサ（ミノゴメ） ミヤマコウボウ エゾコウボウ（エゾヤマコウボ ウを含む。） エゾノサヤヌカグサ ヌマガヤ						ユリ科	
ハナヤスリ科	ヒメハナワラビ									エゾネギ（ペンテンアサツキ） アサツキ シロウマアサツキ ヒメエゾネギ ミヤマラッキョウ ツバメオモト
コケシノブ科	コケシノブ									
ミズワラビ科	リシリシノブ カラクサシダ									
オシダ科	オニヤブソテツ カラフトメンマ オオクジャクシダ ニオイシダ クマワラビ ツルデンダ カラクサイノデ									
メシダ科	キタノミヤマシダ トガクシデンダ ミヤマイワデンダ									
チャセンシダ科	ヤマドリトラノオ イチョウシダ チャセンシダ アオチャセンシダ									
ウラボシ科	ミツデウラボシ ホテイシダ ヒメノキシノブ									
マツ科	ハイマツ									

	スズラン（キミカゲソウ） カタクリ クロユリ ゼンテイカ（エゾゼンテイカ） エゾスカシユリ クルマユリ ヒメヤブラン チシマアマナ ノギラン ジャノヒゲ コウライワニグチソウ（エゾワ ニグチソウ） ツルボ チシマゼキショウ（クロミノイ ワゼキショウ、チャボゼキショ ウ、アポイゼキショウを含 む。） ヒメイワショウブ ヤマホトトギス コジマエンレイソウ オオバナノエンレイソウ シラオイエンレイソウ ヒダカエンレイソウ エンレイソウ クロミノエンレイソウ アオミエンレイソウ シロバナエンレイソウ（ミヤマ エンレイソウ）		キバナノアツモリソウ クマガイソウ アツモリソウ ホテイアツモリ サワラン（アサヒラン） コイチョウラン カキラン（スズラン） ツチアケビ アケボノシュスラン ヒロハツリシュスラン ヒメミヤマウズラ テガタチドリ（チドリソウ） ミヤマモジズリ ミズトンボ クシロチドリ ギボウシラン ジガバチソウ クモキリソウ スズムシソウ フタバラン（コフタバラン） ミヤマフタバラン タカネフタバラン ホザキイチヨウラン アリドオシラン サカネラン ハクサンチドリ（シロバナハク サンチドリを含む。） カモメラン タカネトンボ ミヤケラン ジンバイソウ ミズチドリ シロウマチドリ（ユウバリチド リ） ツレサギソウ エゾチドリ（フタバツレサギ） オオキシチドリ（キシチドリを 含む。） ミヤマチドリ（ニッコウチド リ） オオヤマサギソウ ホソバノキシチドリ コバノトンボソウ		トキシソウ ヤマトキシソウ トンボソウ ヤナギ科 ミヤマヤナギ（ミネヤナギ） タライカヤナギ エゾノタカネヤナギ（マルバヤ ナギ） イラクサ科 ウワバミソウ ビャクダン科 カマヤリソウ ウマノスズクサ 科 オクエゾサイシン タデ科 ヒメイワタデ エゾノミズタデ イブキトラノオ サデクサ ナガバハマミチヤナギ ムカゴトラノオ ウラジロタデ タカネスイバ ノダイオウ アカザ科 アッケシソウ ナデシコ科 カトウハコベ ミツモリミミナグサ タカネナデシコ ハマハコベ エゾノタカネツメクサ ホソバツメクサ（コバノツメク サ） タチハコベ（エゾフスマ） エゾマンテマ カラフトマンテマ シラオイハコベ（エゾフスマ） エゾハコベ ナガバツメクサ オオイワツメクサ エゾオオヤマハコベ シコタンハコベ（ネムロハコ ベ） スイレン科 コウホネ ネムロコウホネ（エゾコウホ		ネ) オゼコウホネ エゾノヒツジグサ エゾベニヒツジグサ マツモ科 マツモ（キンギョモ） キンボウゲ科 エゾレイジンソウ オオレイジンソウ ヤマトリカブト（オクトリカブ ト） シレットコトリカブト カラフトブシ エゾトリカブト（ウスバトリカ ブト、テリハブシを含む。） エゾノホソバトリカブト フクジュソウ フタマタイチゲ エゾノハクサンイチゲ キクザキイチゲ アズマイチゲ サンリンソウ ミヤマオダマキ キリギシソウ エゾノリュウキンカ エンコウソウ クロバナハンショウヅル クサボタン ミツバオウレン ツクモグサ ミヤマキンボウゲ エゾキンボウゲ カラクサキンボウゲ シコタンキンボウゲ イトキンボウゲ チャボカラマツ モミジカラマツ チシマノキンバイソウ シナノキンバイ（シナノキンバ イソウ） シラネアオイ科 シラネアオイ ボタン科 ヤマシャクヤク ベニバナヤマシャクヤク
--	---	--	---	--	--	--	--

ア ケ ビ 科	ミツバアケビ		ウ、コムバチソウを含む。） トガスグリ トカチスグリ（チシマスグリ） シコタンソウ ダイモンジソウ（ミヤマダイモンジソウなど種内変異を含む。） エゾクロクモソウ フキユキノシタ クモマユキノシタ（ヒメヤマハナソウ） エゾノクモマグサ ヤマハナソウ ユウバリクモマグサ		チシマワレモコウ タカネトウウチソウ タカネナナカマド（ミヤマナナカマドを含む。） アオマルバシモツケ（マルバシモツケ、エゾノマルバシモツケを含む。） エゾシモツケ エゾノシロバナシモツケ ホザキシモツケ		セナミスミレ（イソスミレ） サクラスミレ オオバタチツボスミレ アカネスミレ ナガハシスミレ アイヌタチツボスミレ アポイタチツボスミレ マルバケスミレ シソバキスミレ	
メ ギ 科	イカリソウ							
ク ス ノ キ 科	オオバクロモジ							
ケ シ 科	エゾオオケマン ツルキケマン（ナガミノツルキケマンを含む。） コマクサ							
ア ブ ラ ナ 科	ハクサンハタザオ（ツルタガラシ） ミヤマハタザオ エゾノイワハタザオ ミヤマタネツケバナ ハナタネツケバナ エゾノジャンニンジン トモシリソウ シロバナノイヌナズナ（エゾイヌナズナ） シリベシナズナ ナンブイヌナズナ モイワナズナ ハクセンナズナ ハマダイコン タカネグンバイ ワサビ	マ ン サ ク 科	マルバマンサク		マ メ 科	ムラサキモメンヅル タイツリオウギ モメンヅル カリバオウギ チシマゲンゲ イワオウギ（タテヤマオウギ） リシリゲンゲ センダイハギ	キ ブ シ 科	キブシ
モウセンゴケ科	モウセンゴケ	バ ラ 科	ハゴロモグサ クロミサンザシ アラゲアカサンザシ（オオバサンザシ） チョウノスケソウ エゾクサイチゴ ミヤマダイコンソウ チングルマ（イワグルマ） エゾツルキンバイ イワキンバイ キンロバイ ミヤマキンバイ ユウバリキンバイ チシマキンバイ メアカンキンバイ ウラジロキンバイ（エゾウラジロキンバイを含む。） クロバナロウゲ ミネザクラ（タカネザクラ、チシマザクラ、エトロフザクラを含む。） カラフトイバラ（ヤマハマナス） ハマナス オオタカネイバラ ホロムイイチゴ（ヤチイチゴ） ベニバナイチゴ		フ ウ ロ ソ ウ 科	チシマフウロ グンナイフウロ（タカネグンナイフウロを含む。） エゾフウロ（ハマフウロを含む。）	ヒ シ 科	ヒシ ヒメビシ
ベンケイソウ科	アオノイワレンゲ（コモチレンゲを含む。） ホソバイワベンケイ（アオノイワベンケイ） エゾミセバヤ（ヒメミセバヤ、ユウバリミセバヤを含む。） ムラサキベンケイソウ イワベンケイ				トウダイグサ科	ノウルシ ヒメナツトウダイ	ア カ バ ナ 科	ヒメアカバナ ミヤマアカバナ エゾアカバナ チョウジタデ
ユキノシタ科	アラシグサ エゾネコノメソウ（カラフトネコノメソウ） ヤマネコノメソウ エゾノチャルメルソウ マルバチャルメルソウ エゾウメバチソウ（ウメバチソウ）				ドクウツギ科	ドクウツギ	ス ギ ナ モ 科	ヨツパスギナモ（ヒロハスギナモ）
					クロウメモドキ科	ミヤマハンモドキ（ユウバリノキ）	ウ コ ギ 科	キツタ（フユツタ）
					オトギリソウ科	エゾオトギリ ハイオトギリ（ヒダカオトギリを含む。） オシマオトギリ マシケオトギリ	セ リ 科	ミヤマトウキ（ナンブトウキ） ホソバトウキ ホタルサイコ コガネサイコ エゾサイコ（ホソバノコガネサイコ） レブンサイコ ハマゼリ エゾノヤマゼンゴ ハマボウフウ ハクサンボウフウ シラネニンジン ミヤマウイキョウ（イワウイキョウ）
					ス ミ レ 科	キバナノコマノツメ ウスバスミレ ケウスバスミレ（チシマウスバスミレ） オオバキスミレ フギレオオバキスミレ タカネスミレ	ミ ズ キ 科	ゴゼンタチバナ エゾゴゼンタチバナ
							イ ワ ウ メ 科	イワウメ イワカガミ コイワカガミ
							イチヤクソウ科	オオウメガサソウ ベニバナイチヤクソウ

	カラフトイチヤクソウ エゾイチヤクソウ		ユウバリコザクラ オオサクラソウ（エゾオオサクラソウ、ウスゲノエゾザクラを含む。） ハイハマボッサ ツマトリソウ（コツマトリソウを含む。）	シ ソ 科	カイジンドウ ジャコウソウ ムシャリンドウ クロバナヒキオコシ キセワタ ヒメハッカ エゾナミキソウ（オオナミキソウ） イブキジャコウソウ	ス イ カ ズ ラ 科	リンネソウ エゾヒョウタンボク（オオバブシダマ） ケヨノミ（クロミノウグイスカグラを含む。） チシマヒョウタンボク ネムロブシダマ ベニバナヒョウタンボク ウコンウツギ		
ツ ツ ジ 科	ヒメシャクナゲ コメバツガザクラ ウラシマツツジ チシマツガザクラ イワヒゲ ヤチツツジ サラサドウダン アカモノ シラタマノキ ジムカデ カラフトイソツツジ（イソツツジを含む。） ミネズオウ アオノツガザクラ ニシキツガザクラ エゾノツガザクラ ナガバツガザクラ（カオルツガザクラを含む。） キバナシャクナゲ ハクサンシャクナゲ エゾツツジ エゾムラサキツツジ ヤマツツジ コメツツジ ミヤマホツツジ ツルコケモモ イワツツジ クロマメノキ コケモモ		リ ン ド ウ 科	チシマリンドウ リシリリンドウ ミヤマリンドウ エゾリンドウ（ホロムイリンドウ、エゾオヤマリンドウを含む。） ユウバリリンドウ（ユウバリリンドウ） フデリンドウ ハナイカリ ホソバツルリンドウ アケボノソウ エゾミヤマアケボノソウ チシマセンブリ	ナ ス 科	ヤマホロシ オオマルバノホロシ	オ ミ ナ エ シ 科	チシマキンレイカ（タカネオミナエシ）	
			ミ ツ ガ シ ワ 科	イワイチョウ ミツガシワ	ゴマノハグサ科	エゾコゴメグサ ミチノクコゴメグサ ママコナ ミヤマママコナ ヨツバシオガマ シベリアシオガマ（シオガマギクを含む。） ネムロシオガマ タカネシオガマ イワブクロ キクバクワガタ（エゾミヤマクワガタを含む。） テングクワガタ エゾヒメクワガタ エゾクガイソウ	マ ツ ム シ ソ ウ 科	マツムシソウ（エゾマツムシソウを含む。）	
			キョウチクトウ科	バシクルモン（オショロソウ）		ウルップソウ科	ユウバリソウ	キ キ ヨ ウ 科	モイワシャジン ユウバリシャジン ツリガネニンジン ハクサンシャジン チシマギキョウ イワギキョウ サワギキョウ
			ガ ガ イ モ 科	フナバラソウ エゾノクサタチバナ	ハマウツボ科	オニク ハマウツボ キヨスミウツボ	キ ク 科	ノコギリソウ（ハゴロモソウ、ホロマンノコギリソウ、アカバナエゾノコギリソウを含む。） エゾノコギリソウ キッコウハグマ オオウサギギク（カラフトキングルマ） エゾウサギギク サマニヨモギ オニオトコヨモギ イワヨモギ ヒロハウラジロヨモギ（オオワタヨモギ） シコタンヨモギ（キクヨモギ） アサギリソウ シロヨモギ ミヤマアズマギク アポイアズマギク ウラギク（ハマシオン） コハマギク チシマコハマギク	
			ヒ ル ガ オ 科	ハマヒルガオ	タ ヌ キ モ 科	ムシトリスミレ コタヌキモ タヌキモ			
			ハナシノブ科	カラフトハナシノブ クシロハナシノブ エゾハナシノブ（ミヤマハナシノブを含む。）	オ オ バ コ 科	イソオオバコ			
	ガンコウラン科	ガンコウラン			ア カ ネ 科	エゾキヌタソウ エゾムグラ ホソバノヨツバムグラ キバナカワラマツバ（カワラマツバを含む。） エゾノカワラマツバ			
	ヤブコウジ科	ヤブコウジ（ヤマタチバナ）							
	サクラソウ科	トチナイソウ（チシマコザクラ） サクラソウモドキ ウミミドリ（シオマツバ） ハマボッサ エゾコザクラ レブンコザクラ ユキワリコザクラ ユキワリソウ	ム ラ サ キ 科	ミヤマムラサキ（エゾルリムラサキ、シロバナミヤマムラサキを含む。） イワムラサキ ムラサキ ハマベンケイソウ エゾルリソウ スナビキソウ					

ピレオギク
マルバヒレアザミ
ミネアザミ
エゾタカネニガナ
フタマタタンポポ
エゾムカシヨモギ（オクムカシ
ヨモギ）
タカネニガナ
クモマニガナ
エゾウスユキソウ
オオヒラウスユキソウ
トウゲブキ（エゾタカラコウ）
ホソバコウゾリナ

カンチコウゾリナ
ユキバヒゴタイ
ナガバキタアザミ
エゾトウヒレン
ユウバリキタアザミ
ウスユキトウヒレン
ミヤマオグルマ
エゾオグルマ
オオヒラタンポポ
シコタンタンポポ（ネムロタン
ポポ）
タカネタンポポ（ユウバリタン
ポポ）

北海道告示第244号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、次の地区の換地処分をした。

平成16年3月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 新篠津村川下地区
- 2 栗沢町自協地区

北海道告示第245号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成16年3月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林の所在場所 広尾郡大樹町字振別275・278の1・278の2・282の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字振別282の1（次の図に示す部分に限る。）、275、278の1、278の2
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2(1) 保安林の所在場所 広尾郡大樹町字光地園141の3・188の2・192の3・197の2・201の2（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、195の2、196

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝支庁経済部林務課及び大樹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第246号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成16年3月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林の所在場所 夕張市富野225の1（次の図に示す部分に限る。）、247

(2) 指 定 の 目 的 干害の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2(1) 保安林の所在場所 滝川市江部乙町1846の62（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 風害の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 3(1) 保安林の所在場所 滝川市江部乙町1846の62（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 公衆の保健
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 4(1) 保安林の所在場所 夕張郡栗山町字本沢194、195の1
- (2) 指 定 の 目 的 干害の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 5(1) 保安林の所在場所 増毛郡増毛町岩尾552の1（次の図に示す部分に限る。）、552の4
- (2) 指 定 の 目 的 干害の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第247号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成16年3月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 幌泉郡えりも町字歌別628の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第248号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成16年3月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 都市計画の種類 道路
- 2 都市計画を定める土地の区域
- | 種 別 | 名 称 | 起 点 | 終 点 | 主 な 経 過 地 |
|------|----------------|-------------|-------------|--------------|
| 幹線街路 | 3・3・10号 共 栄 通 | 帯広市稲田町西1線 | 帯広市西12条南1丁目 | 帯広市西12条南17丁目 |
| 幹線街路 | 3・3・102号 国 見 通 | 音更町宝来北2条4丁目 | 音更町字然別 | 音更町中鈴蘭北6丁目 |

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)		新 富 神 里 線		虻田郡豊浦町字美和117番20地先から 虻田郡豊浦町字美和121番1地先まで	前	11.50mから 23.00mまで	210.00m	—
北海道告示第249号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により点次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成16年3月9日					後	13.00mから 24.80mまで	210.00m	—
		占 冠 穂 別 線		勇払郡穂別町字福山368番3地先から 勇払郡穂別町字福山国有林胆振東部 森林管理署2094林班に小班地先まで	前	4.00mから 17.50mまで	801.50m	—
					後	15.00mから 55.00mまで	747.90m	—
		札幌医科大学告示						
		札幌医科大学告示第32号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成16年3月9日						
		札幌医科大学長 今 井 浩 三						
		1 資格及び調達をする役務の種類 平成15年度において札幌医科大学が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。						
		(1) 契 約 平成16年3月9日に一般競争入札の公告を行う札幌医科大学有害廃液等収集・運搬及び処理業務契約						
		(2) 資 格 札幌医科大学有害廃液等収集・運搬及び処理業務に係る資格（以下「資格」という。）						
		(3) 役 務 の 種 類 札幌医科大学有害廃液等収集・運搬及び処理業務						
		2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。						
		(1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。						
		(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。						
		(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。						
		(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項及び同条の4第1項の規定に基づく許可を受けている者であること。						
		(5) 平成16年1月1日現在において、(4)の許可を受けて引き続き2年以上その事業を営んでいること。						
		3 資格審査の申請の時期及び方法						

路線名及び縦覧場所		供 用 開 始 の 区 間	北海道知事 高 橋 はるみ	供用開始の期日
道道 江 別 長 沼 線		空知郡南幌町字幌向原野2103番3地先から		平成16. 3. 9
北海道札幌土木現業所		空知郡南幌町字幌向原野2119番地先まで		
道道 栄 町 温 泉 線		余市郡余市町栄町1284番4地先から	同	
北海道小樽土木現業所		余市郡余市町栄町1395番6地先まで		
		余市郡余市町栄町884番1地先から		
		余市郡余市町栄町649番1地先まで		
道道 美 川 黒 松 内 線		島牧郡島牧村字植原220番地先から	同	
北海道小樽土木現業所		島牧郡島牧村字植原216番地先まで		
		島牧郡島牧村字植原4番10地先から		
		島牧郡島牧村字植原4番1地先まで		
		寿都郡黒松内町字月越204番2地先から		
		寿都郡黒松内町字月越263番地先まで		
道道 森 イン タ ー 線		茅部郡森町字森川町292番1地先（一般国道5号交点）から	同	
北海道函館土木現業所		茅部郡森町字森川町292番10地先まで		
道道 平 取 門 別 線		沙流郡門別町字広富日高南部森林管理署6林班ろ小班地先から	同	
北海道室蘭土木現業所		沙流郡門別町字三和82番27地先まで		
道道 弁 景 幌 別 線		登別市片倉町2丁目25番6地先から	同	
北海道室蘭土木現業所		登別市富士町7丁目33番1地先まで		

北海道告示第250号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成16年3月9日		北海道知事 高 橋 はるみ	
1	道路の種類	道道	
2	道路の路線名及び区域		
	路 線 名 区	間 変更前後の別 敷地の幅員 延長	国道等との重複区間

(1) 申請の時期 平成16年3月9日(火)から18日(木)まで (2) 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 札幌医科大学事務局総務課 イ 提出先の所在地 札幌市中央区南1条西17丁目 4 資格審査の再申請 (1) 再申請の事由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合(企業組合を除く。)である資格を有する者でその構成員(資格を有する者であるものに限る。)を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再申請の方法 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は1の(1)の定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 6 資格の喪失 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。 (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。 (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。 札幌医科大学告示第33号 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 平成16年3月9日 札幌医科大学長 今井浩三 1 入札に付する事項 (1) 調達をする役務の名称及び数量 ア 名称及び種類 札幌医科大学有害廃液等収集・運搬及び処理業務	クロム酸混液(1ℓ当たりの単価)ほか27品目 イ 調達予定数量 別表のとおり (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで (4) 履行場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学及び札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学医学部附属病院 2 入札に参加する者に必要な資格 平成16年札幌医科大学告示第32号に規定する札幌医科大学有害廃液等収集・運搬及び処理業務に係る資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局総務課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学 基礎医学研究棟1階共通会議室 (2) 入札日時 平成16年3月29日(月) 午前11時 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 5 入札保証金 入札保証金は、免除する。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 3に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等による入札 郵便等又は電報による入札は、認めない。 8 落札者の決定方法 すべての入札金額(単価)が北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格(単価)の制限の範囲内である入札(有効な入札に限る。)をした者のうち、入札総価格(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た合計金額)が最低である者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 その他 (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い
--	--

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）を記載すること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 札幌医科大学事務局総務課

イ 所 在 地 郵便番号 060－8556 札幌市中央区南1条西17丁目
電話番号 011－611－2111 内線 2113

(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

別表 札幌医科大学有害廃液等収集・運搬及び処理業務

名 称 及 び 種 類	単 位	予定数量	名 称 及 び 種 類	単 位	予定数量
ク ロ ム 酸 混 液	1ℓ当たりの単価	20	フ ッ 素 化 合 物 溶 液	同	1
写 真 用 定 着 液	1kg当たりの単価	11,188	フ ェ ノ ー ル 類	同	1,524
写 真 用 現 像 液	同	16,577	廃 油	同	244
水 銀 化 合 物 溶 液	1ℓ当たりの単価	1	廃有機溶剤（塩素系）	同	162
アルキル水銀化合物溶液	同	1	同（非塩素系）	同	3,299
カドミウム廃液	同	1	キ シ レ ン	同	370
鉛 廃 液	同	1	廃薬品（一般）	1g当たりの単価	170,610
六価クロム廃液	同	1	同（劇物・危険物）	同	89,959
鉄 廃 液	同	4	同（毒物）	同	4,782
マンガン廃液溶液	同	1	水 銀 廃 液	1ℓ当たりの単価	1
ク ロ ム 廃 液	同	54	金 属 水 銀	1kg当たりの単価	5
シ ア ン 化 合 物	同	14	一 般 酸 性 廃 液	1ℓ当たりの単価	2,142
有機燐化合物溶液	同	1	一般アルカリ性廃液	同	6
砒素化合物溶液	同	1	廃 血 圧 計	1kg当たりの単価	4

道立中央農業試験場告示

北海道立中央農業試験場告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の

規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成16年3月9日

北海道立中央農業試験場長 下 野 勝 昭

1(1) 資格及び調達をする役務の種類

平成16年度において北海道立中央農業試験場が締結しようとする1の(1)のアに定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、1の(1)のイに定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、1の(1)のウに定めるものとする。

ア 契 約 平成16年3月9日に一般競争入札の公告を行う北海道立中央農業試験場冷凍機保守業務委託契約

イ 資 格 北海道立中央農業試験場冷凍機保守業務委託の資格（以下「資格」という。）

ウ 役 務 の 種 類 北海道立中央農業試験場冷凍機保守業務委託

(2) 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

ア 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。

イ 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

エ 道税を滞納している者でないこと。

オ 平成16年3月1日現在において引き続き2年以上冷凍空調装置保守に関する事業を営んでいること。

カ 冷凍空調調和機器技能士の資格を有する者を常時3名以上雇用していること。

キ 資格審査を申請する日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

ク 北海道内に本社、支店等営業拠点を置く事業者であること。

(3) 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、1の(2)のオに掲げる資格要件は、適用しない。

ア 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

イ 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過

半数を占めているとき。 (4) 資格審査の申請の時期及び方法 ア 申請の時期 平成16年3月9日（火）から24日（水）まで イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 (ア) 提出先の名称 北海道立中央農業試験場総務部総務課 (イ) 提出先の所在地 北海道夕張郡長沼町東6線北15号 (5) 資格審査の再申請 ア 再申請の事由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 (ア) 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 (イ) 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの (ウ) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの イ 再申請の方法 再申請をしようとする者は、1の(4)のイの申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 (6) 資格の有効期限及び当該期間の更新手続 ア 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)のアに定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 イ 有効期間の更新 資格は1の(1)のアに定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 (7) 資格の喪失 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。 ア 1の(2)に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。 イ 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。 2(1) 資格及び調達をする役務の種類 平成16年度において北海道立中央農業試験場が締結しようとする2の(1)のアに定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、2の(1)のイに定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、2の(1)のウに定めるものとする。	ア 契約 平成16年3月9日に一般競争入札の公告を行う北海道立中央農業試験場水質汚濁防止処理施設保守管理等業務委託契約 イ 資格 北海道立中央農業試験場水質汚濁防止処理施設保守管理等業務委託の資格（以下「資格」という。） ウ 役務の種類 北海道立中央農業試験場水質汚濁防止処理施設保守管理等業務委託 (2) 資格要件 次のいずれにも該当すること。 ア 1の(2)のアからエまで、キ及びクに同じ。 イ 平成16年3月1日現在において引き続き2年以上水質汚濁防止処理施設保守管理に関わる事業を営んでいること。 ウ 浄化槽管理士の資格を有する者を常時3名以上雇用していること。 (3) 資格要件の特例 1の(3)に同じ。 (4) 資格審査の申請の時期及び方法 1の(4)に同じ。 (5) 資格審査の再申請 1の(5)に同じ。 (6) 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 1の(6)に同じ。 (7) 資格の喪失 資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。 ア 2の(2)に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。 イ 1の(7)のイに同じ。 北海道立中央農業試験場告示第3号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成16年3月9日 北海道立中央農業試験場長 下野勝昭 1(1) 入札に付する事項 ア 調達をする役務の名称及び数量 北海道立中央農業試験場冷凍機保守業務 一式 イ 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 ウ 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで エ 履行場所 北海道夕張郡長沼町東6線北15号 北海道立中央農業試験場 (2) 入札に参加する者に必要な資格 平成16年北海道立中央農業試験場告示第2号の1に規定する北海道立中央農業試験場冷凍機保守業務委託に関する資格を有すること。 (3) 契約条項を示す場所
--	--

北海道夕張郡長沼町東6線北15号 北海道立中央農業試験場総務部総務課

(4) 入札執行の場所及び日時

- ア 入 札 場 所 北海道夕張郡長沼町東6線北15号
北海道立中央農業試験場講堂
- イ 入 札 日 時 平成16年4月1日（木） 午後3時
- ウ 開 札 場 所 アに同じ。
- エ 開 札 日 時 イに同じ。

(5) 入 札 保 証 金

- ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- イ 入札保証金の納付の免除、納付の方法等は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

(6) 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

(7) 入札説明書の交付に関する事項

- ア 交 付 場 所 1の(3)に同じ。
- イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。

(8) 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(9) 契約書作成の要否

要

(10) そ の 他

- ア 開札の時に、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い
- (ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事

業者であるかを申し出ること。

ウ この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による売掛金債権担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承認することができることとしていますので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

2(1) 入札に付する事項

- ア 調達をする役務の名称及び仕様等
北海道立中央農業試験場水質汚濁防止処理施設保守管理等業務 一式
- イ 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- ウ 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- エ 履 行 場 所
- (ア) 北海道夕張郡長沼町東6線北15号 北海道立中央農業試験場水質汚濁防止処理室
- (イ) 北海道岩見沢市上幌向町216番地の2 北海道立中央農業試験場岩見沢試験地
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
平成16年北海道立中央農業試験場告示第2号の2に規定する北海道立中央農業試験場水質汚濁防止処理施設保守管理等業務委託に関する資格を有すること。
- (3) 契約条項を示す場所
北海道夕張郡長沼町東6線北15号 北海道立中央農業試験場総務部総務課
- (4) 入札執行の場所及び日時
- ア 入 札 場 所 北海道夕張郡長沼町東6線北15号
北海道立中央農業試験場講堂
- イ 入 札 日 時 平成16年4月1日（木） 午後3時
- ウ 開 札 場 所 アに同じ。
- エ 開 札 日 時 イに同じ。
- (5) 入 札 保 証 金 1の(5)に同じ。
- (6) 郵便等による入札 同 (6)に同じ。
- (7) 入札説明書の交付に関する事項
- ア 交 付 場 所 2の(3)に同じ。
- イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。
- (8) 落札者の決定方法 1の(8)に同じ。
- (9) 契約書作成の要否 要
- (10) そ の 他 1の(10)に同じ。

3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立中央農業試験場総務部総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 069－1395 北海道夕張郡長沼町東6線北15号 電話番号 01238－9－2282 4 この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 5 この入札の執行は、公開する。 6 詳細は、入札説明書による。	2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する庁舎等消防設備保守点検の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。 (4) 次の資格をもつ消防設備士及び電気工事士を有していること。 「甲・乙種第1類」、「甲・乙種第4類」、「甲・乙種第5類」、「乙種第6類」及び「乙種第7類」 (5) 上川支庁管内に本社、支社又は営業所等を有し、(4)の資格を有するものが1人以上常駐していること。								
道教育庁上川教育局告示									
北海道教育庁上川教育局告示第4号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成16年3月9日 北海道教育庁上川教育局長 金 丸 浩 一 1 入札に付する事項 (1) 調達をする役務の名称及び数量 ア 道立学校消防用設備等点検業務委託（旭川東ほか5校） 一式 委 託 対 象 校 旭川東高等学校、旭川西高等学校、旭川商業高等学校、旭川北高等学校、旭川盲学校及び旭川聾学校 イ 道立学校消防用設備等点検業務委託（旭川南ほか5校） 一式 委 託 対 象 校 旭川南高等学校、旭川東栄高等学校、旭川凌雲高等学校、旭川工業高等学校、旭川農業高等学校及び旭川養護学校 ウ 道立学校消防用設備等点検業務委託（美瑛ほか5校） 一式 委 託 対 象 校 美瑛高等学校、富良野高等学校、富良野緑峰高等学校、上富良野高等学校、東川高等学校及び東川養護学校 エ 道立学校消防用設備等点検業務委託（士別ほか6校） 一式 委 託 対 象 校 士別高等学校、士別商業高等学校、上川高等学校、和寒高等学校、愛別高等学校、鷹栖高等学校及び鷹栖養護学校 オ 道立学校消防用設備等点検業務委託（名寄ほか7校） 一式 委 託 対 象 校 名寄高等学校、名寄光凌高等学校、名寄農業高等学校、風連高等学校、下川商業高等学校、美深高等学校、中川商業高等学校及び美深高等養護学校 (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで (4) 履 行 場 所 入札説明書による。									
3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまで定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成16年3月9日（火）から22日（月）まで イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079－8612 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局企画総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局企画総務課 5 入札執行の場所及び日時 <table border="0"> <tr> <td>(1) 入 札 場 所</td><td>北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎 3階 入札室</td></tr> <tr> <td>(2) 入 札 日 時</td><td>1の(1)のア 平成16年4月1日（木）午前9時30分 同 イ 同 午前10時 同 ウ 同 午前10時30分 同 エ 同 午前11時 同 オ 同 午前11時30分</td></tr> <tr> <td>(3) 開 札 場 所</td><td>(1)に同じ。</td></tr> <tr> <td>(4) 開 札 日 時</td><td>(2)に同じ。</td></tr> </table> 6 入 札 保 証 金		(1) 入 札 場 所	北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎 3階 入札室	(2) 入 札 日 時	1の(1)のア 平成16年4月1日（木）午前9時30分 同 イ 同 午前10時 同 ウ 同 午前10時30分 同 エ 同 午前11時 同 オ 同 午前11時30分	(3) 開 札 場 所	(1)に同じ。	(4) 開 札 日 時	(2)に同じ。
(1) 入 札 場 所	北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎 3階 入札室								
(2) 入 札 日 時	1の(1)のア 平成16年4月1日（木）午前9時30分 同 イ 同 午前10時 同 ウ 同 午前10時30分 同 エ 同 午前11時 同 オ 同 午前11時30分								
(3) 開 札 場 所	(1)に同じ。								
(4) 開 札 日 時	(2)に同じ。								

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 郵便等による入札 郵便等又は電報による入札は、認めない。 9 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 契約書作成の要否 要 11 その他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁上川教育局企画総務課 イ 所 在 地 郵便番号 079－8612 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 電話番号 0166－46－5111 内線 3117 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。	(6) 詳細は、入札説明書による。 道教育庁釧路教育局告示 北海道教育庁釧路教育局告示第2号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成16年3月9日 北海道教育庁釧路教育局長 木 村 征 範 1 入札に付する事項 (1) 調達をする役務の名称及び数量 ア 道立学校消防用設備等点検業務委託（釧路市東地区）3校 一式 委託対象校 釧路湖陵高等学校、釧路江南高等学校及び釧路工業高等学校 イ 道立学校消防用設備等点検業務委託（釧路市西地区）3校 一式 委託対象校 釧路商業高等学校、釧路北高等学校及び釧路西高等学校 ウ 道立学校消防用設備等点検業務委託（釧路郡部地区）7校 一式 委 託 対 象 校 釧路東高等学校、厚岸水産高等学校、厚岸潮見高等学校、標茶高等学校、弟子屈高等学校、阿寒高等学校及び白糠高等学校 エ 道立学校消防用設備等点検業務委託（特殊学校） 3校 一式 委託対象校 釧路聾学校、釧路養護学校及び白糠養護学校 (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで (4) 履 行 場 所 (1)のＡからエまでに掲げる委託対象校による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する庁舎等消防設備保守点検の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 次の資格をもつ消防設備士等を有していること。 「甲・乙種第1類」、「甲・乙種第4類」、「甲・乙種第5類」、「乙種第6類」、「乙種第7類（釧路市東地区及び釧路市西地区を除く。）」及び「電気工事士又は電気主任技術者」 なお、業務を安全・確実に実施するために、上記の資格を持つ者を含めて3人以上の人員に従事させることができること。 (4) 釧路支庁管内に、(3)に掲げる資格を持つ消防設備士若しくは第1種及び第2種の消防設備点検資格者が常駐する本社、支社、営業所等を有していること。
--	--

3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成16年3月9日（火）から19日（金）まで イ 申 請 の 方 法 申請書の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085－0835 北海道釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局企画総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局企画総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道釧路市浦見2丁目1番1号 北海道釧路支庁別館北海道教育庁釧路教育局会議室 (2) 入 札 日 時 平成16年4月1日（木）午前9時30分 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 郵便による入札 郵便等又は電報による入札は、認めない。 9 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 契約書作成の要否	要 の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100の分5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁釧路教育局企画総務課 イ 所 在 地 郵便番号 085－0835 北海道釧路市浦見2丁目1番1号 電話番号 0154－41－1131 内線 3117 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止などがあり得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。
道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示	
北海道選挙管理委員会告示第19号 北海道情報公開条例の施行に関する北海道選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成16年3月9日 北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三 北海道情報公開条例の施行に関する北海道選挙管理委員会規程の一部を改正する規程 北海道情報公開条例の施行に関する北海道選挙管理委員会規程（平成10年3月31日選挙管理委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。 第1条の次に次の1条を加える。 （電磁的記録の開示の方法） 第1条の2 条例第2条第3項の実施機関が別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。 (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ若しくは録音ディスクを専用機器に	

より再生したものの視聴又は録音カセットテープに複写したものの交付

- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付
- (3) 電磁的記録（前2号又は次号に該当するものを除く。） 当該電磁的記録を委員会が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
- (4) 電磁的記録（委員会が保有するプログラムによりこの号に掲げる再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。） 前号に定める方法又は当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複写したものの交付

第10条第1項中「公文書を閲覧する」を「公文書（電磁的記録を委員会が保有するプログラムを使用して用紙に出力したものを含む。以下この条において同じ。）を閲覧し、又は視聴する」に改め、同条第2項中「閲覧」の次に「又は視聴」を加える。

第11条第1項中「写し」の次に「（電磁的記録媒体等に複写したものを含む。以下同じ。）」を加える。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第3条関係）

公文書開示請求書			
北海道選挙管理委員会委員長 様			
※ 太枠の欄を記入してください。			
請求年月日	年 月 日		
住所 (法人その他の団体にあっては、 事務所又は事業所の所在地)			
氏名 (法人その他の団体にあっては、 名称及び代表者の氏名)			
連絡先		電話番号	

北海道情報公開条例第9条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求しま

す。

1 請求に係る公文書の名称又は内容	
2 開示の区分 (希望する開示方法の番号を) ○印で囲んでください。	(1) 閲覧又は視聴 () (2) 写しの交付 ()

※ 次の3の欄は、北海道情報公開条例第11条に該当する公文書として開示請求する場合にのみ記入してください。

3 請求に係る公文書の開示が公益上必要がある理由	
--------------------------	--

※ 次の4から6までの欄は、記入しないでください。

4 受付年月日	年 月 日
5 担当事務局等	北海道選挙管理委員会事務局 支所 電話 (内線)
6 備考	

- 注1 電磁的記録の開示は、録音テープ、録音ディスク、ビデオテープ又はビデオディスクにあっては視聴又は複写したものの交付により行い、その他の電磁的記録にあっては用紙に出力したものの閲覧又は写しを交付することにより行います。
- 2 その他の電磁的記録のうち専用機器による閲覧や視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付の方法による開示の実施をすることができる特性を有するものにあっては、その方法によることもできますので、希望するときは、具体的に2の欄の（ ）内に記入してください。

(日本工業規格A4)

附 則

- 1 この規程は、平成16年3月9日から施行する。
- 2 この規程の規定による改正後の北海道情報公開条例の施行に関する北海道選挙管理委員会規程の規定は、この規程の施行の日以後の公文書の開示の請求について適用する。

北海道選挙管理委員会告示第20号

北海道選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年3月9日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

北海道選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程
北海道選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成6年9月30日選挙管理委員会告示第82号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録の開示の方法）

第8条の2 条例第21条第1項の実施機関が別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ若しくは録音ディスクを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープに複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付
- (3) 電磁的記録（前2号又は次号に該当するものを除く。） 当該電磁的記録を委員会が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
- (4) 電磁的記録（委員会が保有するプログラムによりこの号に掲げる再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。） 前号に定める方法又は当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複写したものの交付

第9条第1項中「文書等、磁気テープ等から現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力した物又は録画テープ若しくは録音テープ（以下「公文書等」という。）」を「公文書（電磁的記録を委員会が保有するプログラムを使用して用紙に出力したものを含む。以下この条において同じ。）」に、「当該公文書等」を「当該公文書」に改め、同条第2項中「公文書等」を「公文書」に改める。

第10条第1項中「公文書等（録画テープ及び録音テープを除く。以下この項において同じ。）の写し」を「公文書の写し（電磁的記録媒体等に複写したものを含む。以下同じ。）」に、「係る公文書等」を「係る公文書」に改める。

別記第2号様式中 「 (1) 閲覧 (2) 写しの交付 (3) 視聴 」 を

「 (1) 閲覧又は視聴 () (2) 写しの交付 () 」 に改め、同様式末尾欄外注の事項

に次の2事項を加える。

- 3 電磁的記録の開示は、録音テープ、録音ディスク、ビデオテープ又はビデオディスクにあっては視聴又は複写したものの交付により行い、その他の電磁的記録にあっては用紙に出力したものの閲覧又は写しを交付することにより行います。
- 4 その他の電磁的記録のうち専用機器による閲覧や視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付の方法による開示の実施をすることができる特性を有するものにあっては、その方法によることもできますので、希望するときは、開示方法を具体的に2の欄の（ ）内に記入してください。

附 則

- 1 この規程は、平成16年3月9日から施行する。
- 2 この規程の規定による改正後の北海道選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後の自己に関する個人情報の開示の請求について適用する。

